

求職活動申告書兼誓約書

(あて先) 御前崎市長

下記の状況により、児童の家庭保育が困難であるとして申告します。

※「求職活動の方法」を証明する書類(ハローワークカード、派遣登録証等)の写しを添付してください。

1 求職活動の方法 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 1 ハローワークを利用して求職活動をしている。 <input type="checkbox"/> 2 民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。 <input type="checkbox"/> 3 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。 <input type="checkbox"/> 4 求人企業等に応募し、現在採用選考(面接)を受けている。 <input type="checkbox"/> 5 起業準備を行っている
2 求職活動の頻度	平均 週 日・月 日
3 最近の活動状況	求職活動支援機関等の利用状況について、直近の活動時期を記入してください。 【上記の求職活動の方法が1～3に該当する場合】 ・ 利用登録 年 月 日 ・ 職業相談 年 月 日 ・ 求人企業等に応募 年 月 日 ・ 採用選考(面接) 年 月 日 ・ 採用予定年月日 年 月 日
	【上記の求職活動の方法が4の場合】 ・ 採用選考(面接) 年 月 日 ・ 採用予定年月日 年 月 日
	【上記の求職活動の方法が5の場合】 ・ 開業予定年月日 年 月 日 ・ 事業所名() ・ 事業内容()
4 求職活動中の 保育の状況 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 親族(☐祖母 ☐祖父 ☐その他()) <input type="checkbox"/> 保育施設名等()(☐正規入園 ☐一時保育) <input type="checkbox"/> その他()

上記の事項について事実と相違ありません。

保育所等の利用申込(継続)にあたり、現在求職活動中(起業準備を含む)のため、就労証明書の提出ができません。利用開始日(継続の場合は前職退職日)から60日を経過する月末までに就労し、就労証明書を提出いたします。

なお、60日を経過する月末までに利用基準(月64時間以上)を満たす就労をしない場合は、保育施設を退所いたします。

令和 年 月 日

住 所 _____
保 護 者 氏 名 _____

児童名	児童生年月日	※在園(所)の場合
	年 月 日	保育園(部)
	年 月 日	保育園(部)
	年 月 日	保育園(部)

内容に虚偽が確認された場合は無効とさせていただきます。この場合、保育施設の内定取り消しや支給認定の取り消しとなる場合があります。